

令和 7 年 7 月 4 日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所：

- ①株式会社KANSOテクノス 大阪府大阪市中央区安土町1丁目3番5号
②株式会社かんでんエンジニアリング 大阪府大阪市北区中之島6丁目2番27号
中之島センタービル21階

2. 指名停止措置期間：

- ① 令和7年7月4日から令和7年 8月3日まで（1ヵ月）
② 令和7年7月4日から令和7年10月3日まで（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

（株）KANSOテクノス、（株）かんでんエンジニアリングは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得し、当該不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日、建設業許可部局の近畿地方整備局長より監督処分（指示処分及び22日間の営業停止処分）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である（株）KANSOテクノス、（株）かんでんエンジニアリングが、建設業法の違反により建設業許可部局から監督処分（指示処分及び営業停止処分）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号（下記参照）に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953－8138